

債務負担行為及び前金払等に係る契約の特約条項

(目的)

第1条 この特約は、債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約についての前金払及び部分払の取扱いについて定める。

(債務負担行為等に係る契約の特則)

第2条 この契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	金　円
年度	金　円
年度	金　円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	金　円
年度	金　円
年度	金　円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第3条 この契約の前金払及び中間前金払については、浜松市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金額相当（以下この条項及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。なお、読替後の契約約款第35条第2項の規定により中間前払金の支払いを受けている会計年度においては、契約約款第38条の規定による部分払（当該会計年度末における部分払を除く。）を請求することができない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項及び第

2 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払いを請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)

第4条 この契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、契約約款第38条第6項及び第9項の規定にかかわらず、次により算出する。

(1) 前払金の支払を受けている場合

部分払金の額 \leq 請負代金相当額 \times 9／10

- － (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)
- － {請負代金相当額－(前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額)}
 \times 当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額

(2) 前払金及び中間前払金の支払を受けている場合

部分払金の額 \leq 請負代金相当額 \times 9／10－前会計年度までの支払金額

- － (請負代金相当額－前会計年度までの出来高予定額)
 \times (当該会計年度前払金額+当該会計年度の中間前払金額)／当該会計年度の出来高予定額